

(仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年6月3日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階
旭川市環境部清掃施設整備課
電話 0166-25-9751
FAX 0166-26-7654
e-mail seisoseibi@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 (仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務

(2) 業務内容

- ア 施設内サイン意匠，製作及び設置
- イ 見学通路に掲示する説明パネルの意匠，製作及び設置
- ウ 一般廃棄物保管所表示パネルの製作，設置
- エ シンボルレリーフの意匠，製作及び設置
- オ その他環境保全，資源循環等についてより理解が深まり，印象に残ると考えられるものの意匠，製作及び設置
- カ パンフレットの意匠，印刷

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年9月26日（金）まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿において、営業種目(3210)「印刷物制作，写真撮影等」取扱品目(3211)「印刷物制作（企画，編集，制作，デザイン等），複写業務」及び営業種目(3410)「デザイン」取扱品目(3411)「プロダクト，ビジュアル，スペース等デザイン」に登録されている者
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 旭川市内に本店がある者
 - イ ア以外の者で、旭川市内に支社，支店，営業所等（以下「支店等」という。）があり，その支店長等に契約手続等について年間委任している者又は市内の支店等で旭川市民を雇用しており準市内の認定を受けた者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者ではないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

(仮称)旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等(以下「実施要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和6年6月3日(月曜日)から令和6年6月24日(月曜日)まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市清掃施設整備課ホームページからのダウンロードにより交付する。

【ホームページURL】 <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10015/d079845.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年6月24日(月曜日)午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送もしくは電子メールによること(電子メールによる場合には、電話で到着を確認すること。)

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年7月16日(火曜日)午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(提出期限までに必着)によること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

7 受託候補者の特定

(仮称)旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否
要する。

(4) 支払条件
業務委託料は、各年度の検査合格後に支払うものとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は、実施要領等による。